相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市宮城一五七番地一、最後の住所東京都大田区萩中三丁目二三番一四号潮田荘　被相続人　亡　鈴木　俊文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所東京都世田谷区南烏山六―二九―二　プラタナス・タカサゴ二〇一田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中富美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市桜ケ丘一丁目四五番地一、最後の住所東京都多摩市桜ケ丘一丁目四五番地の一　被相続人　亡　長谷川修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西一之江四丁目二番、最後の住所東京都江戸川区西一之江四丁目二番二四号　被相続人　亡　鈴木　政義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所東京都中央区八重洲二―一一―六　八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市長土塀一丁目一八五番地、最後の住所東京都目黒区緑が丘一丁目四番二二―二〇一号都立大コーポラス　被相続人　亡　大杉　達彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所　相続財産管理人　廣川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　上田　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　廣川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代田二丁目六二四番地、最後の住所東京都世田谷区宮坂一丁目一三番五号　被相続人　亡　山本　菊江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市外割田字宅地四五番地、最後の住所東京都世田谷区等々力六丁目三番一号ヴィラエルム一〇五　被相続人　亡　齊藤　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市中里五四五番地、最後の住所神奈川県足柄上郡中井町井ノ口二三〇五番地四中井富士白苑　被相続人　亡　戸田タケ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

神奈川県厚木市旭町一丁目二七番六号本厚木マイビル五〇一号室厚木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市則武中二丁目三四番地、最後の住所岐阜県岐阜市則武中二丁目三四番一号　被相続人　亡　伊藤　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

岐阜市神田町一丁目八番地四マルイインテリジェンスビル六Ａウィル岐阜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小木曽琢也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡上富田町岩田三四番地、最後の住所神戸市須磨区潮見台町五丁目三番五―四一五号　被相続人　亡　宮本　寛基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号　第二法友会館五階　相続財産管理人　弁護士　前田　基博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県佐伯郡湯来町大字和田一四二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上野　康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

広島市南区仁保一丁目三九番一号ひかり荘一〇二　相続財産管理人　上野　宗彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所香川県小豆郡土庄町豊島家浦四三番地一〇　特別養護老人ホーム豊島ナオミ荘　被相続人　亡　山本　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五　相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市朝倉西町二丁目五六番地一、最後の住所高知県高知市春野町弘岡中一〇〇四番地一コーポ片岡三〇二　被相続人　亡　片岡　彰人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中橋　紅美

決　算　公　告

平成26年10月7日

東京都渋谷区神宮前四丁目28番25号

株式会社蛸屋

代表取締役　大関かおり

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,336
	固定資産	39,931
	資産合計	48,268
負債及び純資産の部	流動負債	17,429
	固定負債	4,580
	株主資本合計	26,258
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,258
	その他利益剰余金	16,258
	（うち当期純利益）	(5,272)
	負債・純資産合計	48,268